

インクルーシブ教育に係る検討委員会 傍聴の際の留意事項

1 傍聴する場合の手続

- 一般の傍聴定員は、会場等の都合により、人数制限を設ける場合があります。
- 傍聴受付は、会議開始30分前から行い、防災センター201号室前で行います。傍聴人受付名簿に1)住所、2)氏名を記入してください。傍聴希望者に傍聴券を配付します。
- 会場等の都合により、人数制限を設ける場合には、10分前に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定します。
- 傍聴券をお持ちでなければ、会議の会場に入ることはできません。
- 熊本県政記者会に加盟している報道機関については、上記の手続きを経ずに傍聴することができます。また、会議中における撮影等機器についても、下記報道記者席内で使用できます。
- なお、各報道機関等におかれましては、会場内に入る前に、必ず受付にて代表者の名刺を一部提出してください。
- 会議の冒頭で、非公開に決まった案件については傍聴できません。(資料についても供与できません)ので、予めご了承ください。

2 傍聴するに当たって守っていただく事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場に立ち入ったり、みだりに傍聴席を離れたりしないこと。
- (3) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 許可を得た場合を除き、撮影又は録音を目的とする機器を使用しないこと。
- (6) 携帯電話は電源を切る等して使用しないこと。
- (7) 次の各号の一に該当する場合は、直ちに退場すること。
 - ア 委員長に退場を命ぜられた場合
 - イ 非公開の会議が開催される場合
 - ウ 会議が閉会された場合
- (8) 上記のほか、委員長の指示に従うこと
 - 会場内では、必ず係員の指示に従ってください。

